

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

## (山梨県北杜市須玉町江草地区活性化計画)

計画主体名	計画期間
山梨県 北杜市	平成22年度～26年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
山梨県農政部 耕地区課	055-223-1630	055-223-1624	harada-ac@pref.yamanashi.jp
北杜市産業観光部 農政課	0551-42-1352	0551-42-5216	ozawa-ryu@city.hokuto.lg.jp

【記入事項】  
 計画主体名  
 計画期間  
 連絡先  
 メールアドレス

- ・市町村名にはふりがなをふるること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。
- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。
- ・共同計画の場合はすべてを追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。
- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

# I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標		増加率等	増加率等の算出																																																																	
事業活用活性化計画目標	増加率等	9.87%	$\frac{\text{計画区域における交流人口の増加(\%)}}{\text{計画期間内の計画区域外からの入込客数(213,593人)} \div \text{計画期間前の計画区域外からの入込客数(194,394人)}} \times 100 = 100$																																																																	
交流人口の増加																																																																				
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>																																																																				
計画区域内に宿泊施設 0人(H17～H21) 計画期間前の交流人口数(年度毎) ※計画区域内にある唯一交流施設(ゴルフ場)の交流人口入り込み者数 2005年度 32,523人(2005年3月～2006年2月) 2006年度 36,386人(2006年3月～2007年2月) 2007年度 39,275人(2007年3月～2008年2月) 2008年度 44,269人(2008年3月～2009年2月) 2009年度 41,941人(2009年3月～2010年2月) 合計 194,394人(年間平均数 38,878人)																																																																				
交流人口の増加(\%)=15.2% $194,394人 / 9年 * 15.2\% = 5,909人$ 老年間の目標増加人数とする。																																																																				
2010年度 38,878人 + 0人 = 38,878人 (施設整備中のため、利用者なし) 2011年度 38,878人 + 2,954人 = 41,832人 (開校初年度のため、利用見込み50%) 2012年度 38,878人 + 4,431人 = 43,309人 (利用見込み75%) 2013年度 38,878人 + 5,909人 = 44,787人 (利用見込み100%) 2014年度 38,878人 + 5,909人 = 44,787人 (利用見込み100%)																																																																				
1. 増加見込み入込客数は、整備予定の交流施設年間利用見込み人数とした。 2. 整備当年度は、入り込み客数は0人とした。 3. 計画2年度は醸造用葡萄の育成作業のための、稼働率を50%ととした。 4. 計画3年度については、ブドウ等の摘み取り作業も増えるため稼働率を75%ととした。 5. 計画4年度以降については、ワイン醸造作業も出来るなど全ての作業体験やイベントが実施できるため100%とした。																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入り込み客数</th> <th>観光施設(ゴルフ場)</th> <th>体験交流施設</th> <th>計</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>32,523</td> <td>-</td> <td>32,523</td> <td>H17.3～H18.2</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>36,386</td> <td>-</td> <td>36,386</td> <td>H18.3～H19.2</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>39,275</td> <td>-</td> <td>39,275</td> <td>H19.3～H20.2</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>44,269</td> <td>-</td> <td>44,269</td> <td>H20.3～H21.2</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>41,941</td> <td>-</td> <td>41,941</td> <td>H21.3～H22.2</td> </tr> <tr> <td>計画期間前計</td> <td>194,394</td> <td>-</td> <td>194,394</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>38,878</td> <td>0</td> <td>38,878</td> <td>H22.3～H23.2</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>38,878</td> <td>2,954</td> <td>41,832</td> <td>H23.3～H24.2</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>38,878</td> <td>4,431</td> <td>43,309</td> <td>H24.3～H25.2</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38,878</td> <td>5,909</td> <td>44,787</td> <td>H25.3～H26.2</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>38,878</td> <td>5,909</td> <td>44,787</td> <td>H27.3～H28.2</td> </tr> <tr> <td>計画期間内計</td> <td>194,390</td> <td>19,203</td> <td>213,593</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				入り込み客数	観光施設(ゴルフ場)	体験交流施設	計	備考	H17	32,523	-	32,523	H17.3～H18.2	H18	36,386	-	36,386	H18.3～H19.2	H19	39,275	-	39,275	H19.3～H20.2	H20	44,269	-	44,269	H20.3～H21.2	H21	41,941	-	41,941	H21.3～H22.2	計画期間前計	194,394	-	194,394		H22	38,878	0	38,878	H22.3～H23.2	H23	38,878	2,954	41,832	H23.3～H24.2	H24	38,878	4,431	43,309	H24.3～H25.2	H25	38,878	5,909	44,787	H25.3～H26.2	H26	38,878	5,909	44,787	H27.3～H28.2	計画期間内計	194,390	19,203	213,593	
入り込み客数	観光施設(ゴルフ場)	体験交流施設	計	備考																																																																
H17	32,523	-	32,523	H17.3～H18.2																																																																
H18	36,386	-	36,386	H18.3～H19.2																																																																
H19	39,275	-	39,275	H19.3～H20.2																																																																
H20	44,269	-	44,269	H20.3～H21.2																																																																
H21	41,941	-	41,941	H21.3～H22.2																																																																
計画期間前計	194,394	-	194,394																																																																	
H22	38,878	0	38,878	H22.3～H23.2																																																																
H23	38,878	2,954	41,832	H23.3～H24.2																																																																
H24	38,878	4,431	43,309	H24.3～H25.2																																																																
H25	38,878	5,909	44,787	H25.3～H26.2																																																																
H26	38,878	5,909	44,787	H27.3～H28.2																																																																
計画期間内計	194,390	19,203	213,593																																																																	

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。



### Ⅲ 優先枠等を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別添付)

#### 1 輸出促進緊急案件募集事業優先枠

優先枠の種類	優先枠情報	増加率等
1 輸出促進緊急案件募集事業優先枠		
優先枠活用の認定措置		
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠措置との関連性

#### 2 生産製造連携事業計画認定枠

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
1 町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠			
2 生産製造連携事業計画認定優先枠			

#### 3 町産エレクトロニクス一歩先制産品開発優先枠

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
1 町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠		

#### 4 農林漁業再チャレンジ支援対策

優先枠の種類	地区名	優先枠に係る事業内容
4 農林漁業再チャレンジ支援対策		

#### 5 農山漁村地域再生対策

優先枠の種類	事業メニュー名	地区名	優先枠に係る事業内容
6 農山漁村地域再生対策			

- 【記入事項】
- ①必ず記入は不可の記入、行の空白を許すこと。
  - ②必ず記入は不可の記入。事業の認定表(輸出促進緊急案件募集事業)に優先枠活用を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ③輸出促進緊急案件募集事業の優先枠は、町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠、生産製造連携事業計画認定枠、農山漁村地域再生対策、農林漁業再チャレンジ支援対策、農山漁村地域再生対策の5種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ④輸出促進緊急案件募集事業の優先枠は、町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠、生産製造連携事業計画認定枠、農山漁村地域再生対策、農林漁業再チャレンジ支援対策、農山漁村地域再生対策の5種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ⑤町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠は、町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠、生産製造連携事業計画認定枠、農山漁村地域再生対策、農林漁業再チャレンジ支援対策、農山漁村地域再生対策の5種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ⑥地区名には、事業の認定表(輸出促進緊急案件募集事業)に優先枠活用を申請する上で、各々の事業の申請が必要となる町産エレクトロニクス一歩先制産品開発枠、生産製造連携事業計画認定枠、農山漁村地域再生対策、農林漁業再チャレンジ支援対策、農山漁村地域再生対策の5種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ⑦農山漁村地域再生対策は、農山漁村地域再生対策、農山漁村地域再生対策の2種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ⑧農山漁村地域再生対策は、農山漁村地域再生対策、農山漁村地域再生対策の2種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ⑨農山漁村地域再生対策は、農山漁村地域再生対策、農山漁村地域再生対策の2種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。
  - ⑩農山漁村地域再生対策は、農山漁村地域再生対策、農山漁村地域再生対策の2種類あり、以下の優先枠措置を申請する場合は、以下の優先枠措置を記入すること。



